

## 第2号議案

### 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則 の一部改正について

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則(平成26年宮城県教育委員会規則第3号)の一部を改正する。

令和6年9月3日提出

宮城県教育委員会教育長 佐 藤 靖 彦

#### 1 改正の理由

教育職員免許法(昭和24年法律第147号)では、幼保連携型認定こども園の人材確保等の一環として、一定の勤務経験を有する保育士に対して幼稚園教諭免許状の授与要件を緩和する特例措置が規定されており、当該特例措置の期間は平成27年4月1日から10年を経過するまでの間(令和6年度末まで)とされている。

今般、令和6年6月19日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号)(いわゆる「地方分権一括法」)により、教育職員免許法の一部が改正され、その特例措置の期間について、15年を経過するまでの間(令和11年度末まで)に延長されたため、関係箇所を改正するもの。

#### 2 改正内容

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則(平成26年宮城県教育委員会規則第3号)の附則において、上記の特例期間における提出書類についての特例規定を設けていることから、当該規定の一部を改正するもの。

#### 3 施行日

令和6年10月1日

#### 4 幼保特例制度の主なポイント

##### (1) 特例制度が制定された背景

認定こども園法の改正により、平成27年4月に「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」としての新たな「幼保連携型認定こども園」が創設。

「幼保連携型認定こども園」は学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、保育教諭になるためには、免許法において「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有していることを原則としている。

##### ①免許・資格の併有に関する特例

「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を進めるため、いずれかの資格を有すれば、保育教諭となることができる経過措置を設けている。

##### ②幼稚園教諭免許の取得促進に関する特例【今回改正箇所】

加えて、「保育士資格」のみを有する者が円滑に幼稚園教諭免許状を取得できるよう、教育職員検定により幼稚園教諭免許状を取得する際に保育士等としての勤務経験が一定期間ある場合に、幼稚園教諭免許状の取得に必要な修得単位数が減免されている。

##### (2) 現在までの本規則改正の流れ

- ① 平成26年4月1日に免許法附則19項の規定に伴う規則の一部改正 → 特例措置期間:平成32年3月末まで
- ② 令和2年4月1日に特例措置期間の延長に伴う規則の一部改正の一部改正 →特例措置期間を令和7年3月末まで延長
- ③ 令和6年6月19日に特例措置期間の延長に伴う規則の一部改正の一部改正 →特例措置期間を令和11年3月末まで延長

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則  
教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則（平成二十六年宮城県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「十年」を「十五年」に改める。

附 則

この規則は、令和六年十月一日から施行する。

改 正 後	現 行	備 考
<p>(前略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日から起算して十五年を経過するまでの間は、第十六条第十号中「又は様式第七号の三」とあるのは、「様式第七号の三又は様式第七号の四」とする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(前略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日から起算して十年を経過するまでの間は、第十六条第十号中「又は様式第七号の三」とあるのは、「様式第七号の三又は様式第七号の四」とする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>幼稚園教諭免許状授与特例制度に係る経過措置期間を延長するもの。</p>

附 則  
この規則は、令和六年十月一日から施行する。

第3号議案

県費負担教職員の任免等の内申に関する規則の一部改正について

県費負担教職員の任免等の内申に関する規則(昭和31年宮城県教育委員会規則第10号)の一部を改正する。

令和6年9月3日提出

宮城県教育委員会教育長 佐藤靖彦

1 改正の理由

栄養士法(昭和22年法律第245号)では、管理栄養士試験を受験するためには栄養士免許の取得が要件となっているが、令和6年6月19日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号)(いわゆる「地方分権一括法」)により、栄養士法の一部が改正され、管理栄養士養成施設卒業者については、栄養士免許を取得せずに管理栄養士試験を受験できることとされた。

この改正と合わせ、学校給食法(昭和29年法律第160号)が改正され、栄養士免許を有する者に限定されていた学校栄養職員について、栄養士免許を有さず管理栄養士免許のみを有する者に拡大された。

2 改正内容

県費負担教職員の任免等の内申に関する規則(昭和31年宮城県教育委員会規則第10号)において、市町村教育委員会が学校栄養職員の任免等の内申を行う際の提出書類として、栄養士免許証の写しを規定しているところ、管理栄養士免許証の写しを追加するもの。

3 施行日

令和7年4月1日

(地方分権一括法による学校給食法の一部改正の施行日と同日)

県費負担教職員の任免等の内申に関する規則の一部を改正する規則  
県費負担教職員の任免等の内申に関する規則（昭和三十一年宮城県教育委員会規則第十号）の一部  
を次のように改正する。

第二条第一項第一号ホ及び第九号ハ中「栄養士免許証」の下に「又は管理栄養士免許証」を加える。  
附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

県費負担教職員の任免等の内申に関する規則（昭和三十一年宮城県教育委員会規則第十号） 新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>第一条（略）</p> <p>第二条 市町村教育委員会はその所管に属する学校の県費負担教職員の任免その他の進退に関し内申をしようとするときは、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める書類を、宮城県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 採用の場合（第八号の場合を除く。）</p> <p>イからニ（略）</p> <p>ホ 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）による栄養士免許証又は管理栄養士免許証の写し（学校栄養職員に限る。）</p> <p>へ（略）</p> <p>二から八（略）</p> <p>九 兼務の場合</p> <p>イ及びロ（略）</p> <p>ハ 栄養士法による栄養士免許証又は管理栄養士免許証の写し（学校栄養職員に限る。）</p> <p>十から十三（略）</p> <p>2及び3（略）</p> <p>（以下略）</p>	<p>第一条（略）</p> <p>第二条 市町村教育委員会はその所管に属する学校の県費負担教職員の任免その他の進退に関し内申をしようとするときは、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める書類を、宮城県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 採用の場合（第八号の場合を除く。）</p> <p>イからニ（略）</p> <p>ホ 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）による栄養士免許証の写し（学校栄養職員に限る。）</p> <p>へ（略）</p> <p>二から八（略）</p> <p>九 兼務の場合</p> <p>イ及びロ（略）</p> <p>ハ 栄養士法による栄養士免許証の写し（学校栄養職員に限る。）</p> <p>十から十三（略）</p> <p>2及び3（略）</p> <p>（以下略）</p>	<p>学校栄養職員 の任免等の内申 における提出書 類に管理栄養士 免許証を加える もの。</p>

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

## 第5号議案

## 宮城県指定文化財の指定について

下記文化財について、文化財保護条例(昭和50年宮城県条例第49号)第3条第1項の規定により、宮城県指定文化財に指定する。

## 記

## 有形文化財(書跡・典籍)

名 称	員数	文化財の所在地	所有者
類聚三代格(抄本)	1冊	仙台市青葉区 川内27-1	国立大学法人 東北大学

令和6年9月3日提出

宮城県教育委員会教育長 佐藤 靖彦

宮城県教育委員会教育長あて 令和6年8月22日付 文審第3号  
宮城県文化財保護審議会長(答申) 答申書の写し

## 答 申 書

## 県指定文化財の指定について

るいじゅさんだいきやく しょうほん  
類聚三代格(抄本) 1冊

類聚三代格は、11世紀に律令国家が編纂した法令集である。類聚三代格の写本は各地に伝来しており、今回指定する本書は、東北大学附属図書館が所蔵するコレクション「かのうぶんこ狩野文庫」のなかの1冊で、書写年代は16世紀前半以降とみられている。

本書は、他の資料から復元できなかった類聚三代格の巻四や巻六の欠失部分を補うことができる唯一無二の写本であるとともに、書写されているむつのおくに陸奥国の官司制度やちんじゅふ鎮守府の軍事制度に関する法令から、本県の古代史ひいては古代律令国家の政治や社会を読み解くことができる点で、文化史上貴重な資料である。

以上のことから、本書を宮城県指定有形文化財(美術工芸品〔書跡・典籍〕)に指定することが適当である。

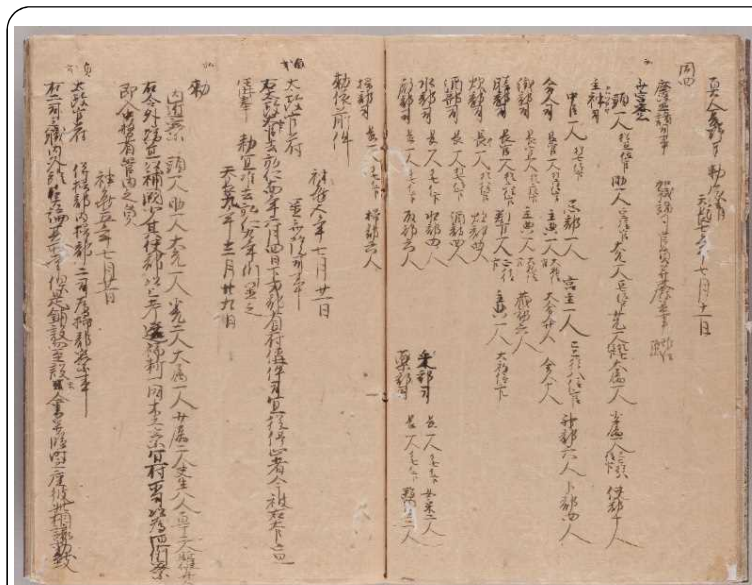




表紙



裏表紙



巻四冒頭部分



巻六冒頭部分